

沖縄県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱

1 目的

肝炎の克服に向けた取組を進めて行く旨が定められた肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づき、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、新たな治療方法の研究開発の促進とその他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとされている。このため、肝がんが再発を繰り返し予後が悪いこと、また、重度肝硬変（非代償性肝硬変のことをいう。以下に同じ。）も肝がん同様に予後が悪いこと、更に、ウイルス感染が原因により慢性肝炎から軽度肝硬変を経て重度肝硬変、肝がんへと進行するために長期に渡り療養を要するという特徴を踏まえて、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、沖縄県とする。

3 定義及び対象医療

- (1) この実施要綱において「肝がん・重度肝硬変入院医療」とは、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療で保険適用となっているもののうち、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて（平成30年7月12日付け健肝発0712第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知。以下「実務上の取扱い」という。）別添3」に定めるものをいう。
- (2) この実施要綱において「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院医療及び当該医療を受けるために必要となる検査料、入院料その他当該医療に係る入院医療で保険適用となっているもの（当該医療と無関係な医療は含まない。）をいい、「高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院関係医療のうち、同じ月に保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）において対象患者が受けた医療であって、当該医療に係る一部負担額の合算額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。）が高額療養費算定基準額を超えるものをいう。
- (3) この実施要綱において「肝がん外来医療」とは、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がんの患者に対して行われる分子標的治療薬を用いた外来医療その他の外来医療で保険適用となっているもののうち、実務上の取扱い別添4に定めるものをいう。
- (4) この実施要綱において「肝がん外来関係医療」とは、肝がん外来医療及び当該医療を受けるために必要となる検査料その他当該医療に係る外来医療で保険適用とな

っているもの（当該医療と無関係な医療は含まない。）をいい、「高療該当肝がん外来関係医療」とは、令和3年4月以降に行われた肝がん外来関係医療のうち、同じ月に保険医療機関及び保険薬局（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）において対象患者が受けた医療であって、当該医療に係る一部負担額の合算額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。）が高額療養費算定基準額を超えるものをいう。

(5) この実施要綱において「高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療」とは、令和3年4月以降に行われた、同じ月における、肝がん・重度肝硬変入院関係医療（肝がん外来医療の実施に係るものに限る。）及び肝がん外来関係医療の一部負担額を合算した額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。）が高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、入院・外来高額療養費算定基準額（入院医療及び外来医療に係る医療費の双方を対象とする高額療養費算定基準額をいう。））を超えるもの（高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は高療該当肝がん外来関係医療に該当するものを除く。）をいう。

(6) 本事業による給付の対象となる医療は、次のいずれかの医療（①については、一部負担額が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の12月以内に、次のいずれかの医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に2月以上ある場合であって、知事が定める指定医療機関又は保険薬局において当該医療を受けた月のものとする。

①高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療

②高療該当肝がん外来関係医療

③高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療

4 対象患者

この事業の対象となる患者は、沖縄県に住所を有し、3（6）に掲げる対象医療を必要とする患者であって、以下のすべての要件に該当し、7（1）により知事の認定を受けた者とする。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者のうち、保険医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に関し医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による給付を受けている者とする。ただし、他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担により、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しないものとする。

(2) 下表の年齢区分に応じて、それぞれ同表の階層区分に該当する者

年 齢 区 分	階 層 区 分
70歳未満	医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者
70歳以上75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされている者
75歳以上（注）	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている者

（注）65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている者を含む。

(3) 1に定める研究に協力することに同意し、別に定めるところにより、臨床調査個人票及び同意書（以下「個人票等」という。）を提出した者

5 実施方法

(1) 指定医療機関

知事は、次のいずれかに該当する保険医療機関（原則として沖縄県に住所をもつものに限る。）を指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）として指定するものとする。

ただし、知事は指定医療機関より指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、または、指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができるものとする。

①肝がん・重度肝硬変入院医療及び肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、本事業の実施に協力することができる保険医療機関（以下「入院等指定医療機関」という。）。

②肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、本事業の実施に協力することができる保険医療機関（入院等指定医療機関を除く。）。

(2) 事業の実施

①知事は、高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る費用については、原則として指定医療機関に対し、当該事業に必要な費用に相当する金額を交付することにより本事業を実施するものとする。ただし、これにより難しい場合には、別に定める方法によることができるものとする。

②前項の金額は、次のアに規定する額からイに規定する対象患者が負担する額を控除した額とする。

ア 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合算額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し医療保険者が負担すべき額を控除した額

イ 1月につき1万円

③知事は、3（6）に定める対象医療について、①の規定により本事業を実施する場合以外の場合は、対象患者に対し、同じ月における医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合算額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し医療保険者が負担すべき額を控除した額（以下「高療自己負担月額」という。）が1万円以下である場合を除き、高療自己負担月額と1万円の差額を助成することにより本事業を実施するものとする。ただし、70歳以上の対象患者のうち、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給の対象となる者については、毎年8月から翌年7月までの間において、高療自己負担月額（肝がん外来関係医療に係るものに限る。）の合算額が14万4千円を超える部分に対しては、助成しない。

④前項に定めるもののほか、70歳未満の対象患者が、前項の規定により助成を受けた場合において、3（6）に定める対象医療に係る助成後になお残る一部負担額の取扱いその他本事業の実施について必要な事項は別に定める。

6 交付申請

(1) 3（6）に定める対象医療を受けようとする者は、別紙様式1による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、別紙様式2による当該患者に係る臨床調査個人票及び同意書（以下「個人票等」という。）、被保険者証の写し、限度額適用認定証等の写し、課税年額を証明する同一世帯員全員の書類、住民票、医療記録票（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）（別紙様式6-1。以下「医療記録票」という。）及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（指定医療機関以外の保険医療機関・保険薬局用）（別紙様式6-2。以下「指定医療機関以外の医療記録票」という。）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の指定医療機関以外の医療記録票に記載の事項を確認することができる書類（3（6）に定める対象医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、3（6）各号に掲げる医療を受けた月数が既に2月以上あることが記録されているものをいう。）の写し等を添えて、知事に申請しなければならない。

また、核酸アナログ製剤治療について、沖縄県肝炎治療促進事業実施要綱による肝炎治療受給者証の交付を受けた者については、肝炎治療自己負担限度月額管理票であって、3（6）に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の12月以内の自己負担額等が記録されているものの写しも添付することとする。

- (2) 前項に定めるもののほか、知事が必要と認めるときは、その他の書類を提出させることができる。

7 認定

- (1) 知事は、指定医療機関の医師が作成した個人票等及び医療記録票の写しを基に、対象患者の認定を行うものとする。認定を行うに当たっては、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、肝疾患の専門家等から構成される認定協議会を設けるものとする。
- (2) 認定の有効期限は、原則として同一患者について1年を限度とする。ただし、知事が必要と認める場合には、その期間を更新できるものとする。
- (3) 知事は、対象患者から認定の取り消しの申請があったとき、対象患者が認定の要件を欠くに至ったとき、または、対象患者として不適当と認めるものであるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

8 参加者証の交付

知事は、7において認定した者に対して、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（別紙様式3。以下「参加者証」という。）を交付する。

9 参加者証の提示

参加者証の交付を受けた者で、当該対象疾患に関する医療を受けようとするときは、医療を受ける指定医療機関又は保険薬局に参加者証を提示しなければならない。

10 変更事項の届出

- (1) 参加者証の交付を受けた者は、申請事項に変更が生じたときは、速やかに、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証変更届（別紙様式4-1）及び参加者証を知事に届けなければならない。
- (2) 知事は、変更内容について必要と認める場合は、7（1）の認定協議会の意見を聴取し認定の継続を審査する。

11 参加者証の紛失等

- (1) 参加者証を破損し、又は紛失した者は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証再交付申請書（別紙様式4-2）を知事に提出して、参加者証の再交付を申請することができる。
- (2) 知事は、前項の申請が相当と認められるときは、参加者証を交付する。

12 県外からの転入者の扱い

- (1) 県外で参加者証の交付を受けた者が県内に転入し、引き続き参加者証の交付を受けようとする場合には、転入日の属する月の翌月末までに肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書（転入用）（別紙様式4-3）に転入前に交付されていた参加者証の写し及び住民票を添えて、知事に申請するものとする。
- (2) 知事は、前項の申請が相当と認められるときは、参加者証を交付する。ただし、参

加者証の有効期間は転入前に交付されていた参加者証の有効期間の終期までとする。

1.3 参加期間の更新

- (1) 知事は、更新申請があったときは、実務上の取扱い別添1に定める認定基準により適正に審査し、肝がん又は重度肝硬変の要件を満たすと判断した場合には、参加期間の更新を決定する。
- (2) 知事は、参加者証の更新の審査に当たって必要と認める場合には、必要に応じて7(1)の認定協議会の意見を聴取し、参加者証の更新を審査する。

1.4 認定の取消

- (1) 参加者は、参加者証の有効期間内に研究に協力することの同意を撤回したい等認定の取消を求める場合は、知事に対し、別紙様式4-4による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書（以下「参加終了申請書」という。）を提出するものとする。その際、交付を受けている参加者証を添付しなければならない。なお、申請時期にかかわらず、参加終了申請書の受理日の属する月の末日までは同意の撤回はできない。
- (2) 知事は、認定を取り消すこととした場合は、速やかに別紙様式5による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了通知書（以下「参加終了通知書」という。）を参加者に送付するものとする。
- (3) 前項の規定により認定を取り消すこととした当該参加者の認定の有効期間は、参加終了申請書の提出を受けて認定を取り消す場合は、その申請時期にかかわらず、参加終了申請書の受理日の属する月の末日まで有効となし、参加終了申請書の提出によらずして知事が認定を取り消す場合は、認定を取り消すこととした日の属する月の末日まで有効とする。

1.5 肝がん及び重度肝硬変治療費の請求及び支払

- (1) 入院等指定医療機関における肝がん及び重度肝硬変治療費の請求の審査並びに支払に関する事務は、国民健康保険及び後期高齢者医療にかかるものについては沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に、その他の健康保険等にかかるものについては沖縄県社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託して行うものとする。
- (2) 国保連合会及び支払基金は、前項の審査の結果、適正なものと認められるときは、その医療費をそれぞれ知事に請求するものとする。
- (3) 前項の規定により難しい場合は、参加者は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書（別紙様式7。以下「償還払い請求書」という。）により次の各号に掲げる書類を添えて、知事に請求するものとする。
 - ①請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
 - ②請求者の参加者証の写し
 - ③当該医療の行われた月以前の12月以内に3(6)各号に掲げる医療を受けた月数

が既に2月以上ある旨の記載がある医療記録票の写し

- ④前号に掲げる医療記録票の提出ができない場合は、当該医療の行われた月以前の12月以内に第2条第6項各号に掲げる医療を受けた月数が既に2月以上ある旨を証明できる書類
 - ⑤当該医療の行われた月において受診等した全ての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書
 - ⑥肝炎治療費受給者証被交付者にあつては、自己負担額上限額管理票の写し
 - ⑦その他、知事が申請内容の審査に必要と認める書類（領収書、診療明細書など）
- (4) 知事は、償還払い請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに支払うものとする。

1.6 関係者の留意事項

知事は、患者等に与える精神的影響を考慮して、本事業によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

1.7 経過措置（本事業の一部改正（令和3年4月施行分）以前のもの）

- (1) 肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が健康保険法施行令第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の12月以内に、保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が高額療養費算定基準額を超える者に限る。）を受けた月数が既に3月以上ある場合であつて、知事が定める指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が健康保険法施行令第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）を受けた月が平成30年12月から令和元年12月までの間の月である場合においては、改正前要綱3（3）の規定中「保険医療機関」を「指定医療機関」と読み替えて適用することとする。
- (2) 改正前要綱3（3）（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、令和2年3月31日までに知事の指定を受けた指定医療機関は、当該指定の効力を生ずるとされた日の1年前から指定医療機関の指定を受けていたものとみなして適用する。なお、その場合の遡及できる範囲は、平成30年4月1日までとする。
- (3) 4（2）の規定については、平成26年3月31日以前に70歳に達している1割負担の者は、医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされている者と読み替えて適用する。

1.8 経過措置（本事業の一部改正（令和3年4月施行分）に係るもの）

- (1) 令和3年3月31日以前において、既に指定医療機関として指定を受けている保険医療機関については、肝がん外来医療を適切に行うことができるものとみなし、この

- 要領の一部改正（令和３年４月施行分）による改正後の５（１）の規定を適用する。
- （２）令和３年３月３１日以前に受けた高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療（当該医療の行われた月以前の１２月以内に、当該医療を受けた月数が既に２月以上ある場合であって、この要領の一部改正（令和３年４月施行分）による改正前の５（１）で定める指定医療機関において当該医療を受けた月のものに限る。）については、なお従前の例によるものとする。

19 その他

この要綱のほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、知事が別に定めることができるものとする。

附則

この要綱は、平成３０年１２月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。